第5種共同漁業権に係る増殖指針

第5種共同漁業権については、漁業法(以下、法という。)第168条の規定により、免許を受けたものが増殖を行うことを義務づけられている。

この指針は、令和6 (2024) 年1月に免許予定の第5種共同漁業権について、免許の可否を判断する基準として栃木県知事が定めるものである。

第1 増殖の対象

漁業権者は、当該漁業権に係る対象魚種について、事業年度ごとに増殖事業を実施する。

第2 増殖の方法

法第 168 条でいう「増殖」とは、採捕の目的をもって、人工ふ化放流、卵、稚魚又は親魚の放流等の積極的人為手段により水産動植物の数及び個体の重量を増加させる行為に加え、産卵床・産卵場の造成や、河川において移動が妨げられている滞留魚の汲み上げ放流や汲み下ろし放流もこれに含まれるものとし、養殖のような高度の人為的管理手段は必要とはしない。ただし、漁場や資源の利用調整を目的とする漁具、漁法、漁期、漁場及び採捕物に係る制限又は禁止等の消極的行為に該当するものは、含まれない。

第3 增殖規模等

本県では、増殖目標量を増殖行為に要する費用(金額)の総額として、増殖目標を示す。 その算定方法は、以下の計算に基づいて行うものとする。

- (1) 増殖目標値は、総収入から所定額を控除した基準値の50%以上とする。
- (2) **基準値(G)**の算出(前年度決算により算出する)

計算式 **基準値(G)=A-B-C-D**

A:総収入額

B:漁場管理費

漁場整備費、公害対策費、漁場調査費、監視費、入漁券作成費

C:組合運営費の内、次の科目

給料手当、法定福利費、賃金、常勤役員報酬、徴収費、那連分担金、 東京電力の賠償金のうち追加的費用の対象となった支出

(例:モニタリング検査に係る会議費用、イベントの開催に係る経費等)

D:収入の内、次の科目

さけ増殖受入金、補助金(施設整備に係るもののみ)、漁業補償金、 委託料、受取配当金

- (3) 当該年度の**増殖目標値 G × 50%**
 - ・増殖事業費(H):放流費(種苗購入代金、放流諸掛)、ふ化保護費等
 - ・各組合は H≧G×50% となるように増殖事業を実施する。